

## 衣浦東部広域連合一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、衣浦東部広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する建設工事について、工事の品質の確保を図りつつ、入札及び契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を高める一般競争入札の実施について、衣浦東部広域連合契約規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市 碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市をいう。
- (2) 工事区域市 関係市のうち対象建設工事の施工場所を区域とする市をいう。
- (3) 入札参加資格者名簿 規則第5条第3項に規定する名簿をいう。

### (対象工事)

第3条 一般競争入札の対象となる建設工事は、予定価格が130万円を超える建設工事とする。ただし、衣浦東部広域連合入札審査会（以下「審査会」という。）が一般競争入札を不相当であると認めた場合は、この限りでない。

### (入札参加資格要件)

第4条 一般競争入札に参加する者は、入札参加資格者名簿に登録され、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象建設工事の業種について、一定の建設業の許可を受け、営業をしていること。
- (2) 工事区域市に登録されている前号の業種の総合数値（工事区域市において経営事項審査結果の総合評定値に独自の規定による加算点を加算しているときは、加算後の数値をいう。）が、一定の数値以上であること。
- (3) 一定の施工実績を有すること。
- (4) 対象建設工事に対応する技術者を建設業法に従い、施工現場に配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

立をしていない者又は申立をなされてない者であること。ただし、同法に基づく更生  
手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた  
者については、更生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみ  
なすものとする。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申  
立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく再  
生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受け  
た者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者と  
みなすものとする。

(8) 入札参加申請書の提出日から入札日までの間、広域連合又は工事区域市において入  
札参加資格を一定期間停止され、又はそれに準ずる措置を受けていないこと。ただし、  
郵便による入札の場合は、入札の公告日から入札日までの間において当該措置を受け  
ていないこと。

(9) その他審査会が必要と認める事項

（入札の公表）

第5条 規則第7条に規定する公告については、衣浦東部広域連合ホームページに掲載し  
なければならない。

（入札参加申請）

第6条 一般競争入札に参加する者は、郵便による入札の場合を除き、次に掲げる書類を  
所定の期日までに広域連合長へファクシミリ又は持参により申請しなければならない。

(1) 入札参加申請書（様式第1号）

(2) その他審査会が必要と認める書類

（入札参加資格の確認）

第7条 広域連合長は、第6条の申請があったときは、入札参加資格を確認し、当該申請  
者へ一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により  
通知するものとする。

2 郵便による入札の場合は、開札後、入札金額の低い順に入札参加資格を確認し、当該  
資格を有するものが確認できるまで行うものとする。

3 前項の確認は、開札日から起算して原則3日（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）以  
内に行うものとする。

4 前3項の確認は、必要に応じて審査会に諮るものとする。

(入札の執行)

第8条 入札参加者は、郵便による入札の場合を除き、所定の場所に、通知書（入札参加資格有のもの）を持参しなければならない。

2 広域連合長は、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出させなければならない。

3 広域連合長は、郵便による入札の場合は、開札後、「入札金額の低い順に入札者に必要な資格の確認を行い、落札者を決定する」旨を宣言し、入札を終了するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

一 般 競 争 入 札 参 加 申 請 書

年 月 日

衣浦東部広域連合長

商号又は名称

代表者氏名

下記工事の一般競争入札に参加したいので申請します。

記

- 1 告 示 番 号 衣浦東部広域連合告示第 号
- 2 工 事 名
- 3 路 線 等 の 名 称
- 4 工 事 場 所

・入札参加申込書記載担当者（申込書の内容について答えられる方）

担 当 者 名：

会社名、部・課名：

電 話 番 号：

フ ァ ク シ ミ リ：

メ ー ル ア ド レ ス：

- \* 電話番号、ファクシミリ及びメールアドレスは担当者に連絡できるものを記載すること。
- \* 資格確認通知書は上記あて先にファクシミリにて送付しますので、必ず記入すること。
- \* 提出は、ファクシミリ（0566-63-0130）又は持参のこと。
- \* 送信枚数確認のため、必ず現在ページ及び総ページを送付書類全てに記載すること。

